

議員提出第4号議案

蒲郡市議会委員会条例の一部改正について

蒲郡市議会委員会条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和7年3月21日提出

蒲郡市議会議員

伊 藤 享 佑

来 本 健 作

大 場 康 議

藤 田 裕 喜

鈴 木 貴 晶

大須賀 林

尾 崎 広 道

蒲郡市議会委員会条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方自治法の一部改正を受け、議会に係る手続のオンライン化を可能とするため
所要の改正を行うとともに、字句の整理等を行うもの。

蒲郡市議会委員会条例の一部を改正する条例

蒲郡市議会委員会条例（昭和４２年蒲郡市条例第１５号）の一部を次のように改正する。

第２３条第２項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第２４条に次の１項を加える。

- ２ 前項の規定にかかわらず、同項の規定による申出は、委員長が定めるところにより、委員長が定める電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。第２８条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。

第２５条第１項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第２項中「かたよらない」を「偏らない」に改める。

第２６条第２項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第２８条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織を使用する方法により」に改める。

第２９条第２項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第３項中「文書」を「文書等」に改める。

第３０条に次の１項を加える。

- ３ 第１項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定めるところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正）

2 蒲郡市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成18年蒲郡市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「条例、」を「条例（蒲郡市議会委員会条例（昭和42年蒲郡市条例第15号）を除く。）」、「に、「議会の規則」を「議会の規則（蒲郡市議会会議規則（昭和42年蒲郡市議会規則第2号）を除く。）」に改める。